

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	1
公 告	
○市町村営土地改良事業の変更の同意 (農業基盤課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定	1
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定	1

告 示

高知県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成21年12月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成21年12月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 石鎚公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字長沢山275番7から 吾川郡いの町長澤字長沢山275番1まで	前	4.2 ∟ 18.7	103
	後	8.7 ∟ 27.6	
吾川郡いの町長澤字アド193番1から 吾川郡いの町長澤字長沢山275番7まで	前	4.2 ∟ 18.7	85
	後	8.7 ∟ 27.6	

高知県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成21年12月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成21年12月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 石鎚公園
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字アド193番1から 吾川郡いの町長澤字長沢山275番7まで	85	平成21年12月8日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、津野町の行う土地改良事業（津野地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画の変更について平成21年11月26日に同意した。

平成21年12月8日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成21年12月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年11月11日 21高西土第987号	土佐市家俊字池田895番1ほか	土佐市波介4383番地1 土佐市農業協同組合 代表理事 森 浩敬

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年12月8日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 起業者の名称
国土交通大臣
- 事業の種類
一般国道55号改築工事（高知南国道路・高知市五台山字一祐表汐田地内から南国市伊達野字馬瀬地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
南国市稲生地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
馬ノ背	3779番1	山林	山林 墓地	3,150㎡	3,387.75㎡	372.96㎡
	3779番2	山林	山林	482㎡	518.02㎡	177.81㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
 （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 土地所有者の住所及び氏名
南国市稲生1930番地2 中澤 猛彦
- 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年11月18日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定によ

り、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年12月8日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道55号改築工事（高知南国道路・高知市五台山字一祐表汐田地内から南国市伊達野字馬瀬地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
南国市稲生地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
崩レ	2694番2	田	畑	208㎡	234.47㎡	7.99㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
南国市稲生地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
崩レ	2694番2	田	畑	208㎡	234.47㎡	2.73㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 5 土地所有者の住所及び氏名

亡野村勝馬 相続人
高岡郡日高村下分1682番地2 持分2分の1 野村 安江
居所不明。ただし、住民票住所
香川県坂出市川津町3413番地

持分2分の1 山本 憲彰

- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年11月18日